

【2017年6月7日発行】

■ 厚労省人事労務マガジン／第81-2号 ■

▽▼厚労省人事労務マガジン編集部からのお知らせ▲△

今回の厚労省人事労務マガジンは文章量が多いため、2回に分けて送らせていただいております。

目次

【厚生労働省からのお知らせ】

- ◆ 「パワハラ対策取組支援セミナー2017」を開催しています
- ◆ 平成29年度「均等・両立推進企業表彰」への応募を受付中です
- ◆ 【緊急募集中】皆さまのイクボス宣言をお寄せください
- ◆ 「イクメン企業アワード2017」「イクボスアワード2017」応募受付中です！
～男性の育児と仕事の両立を推進する企業や管理職を募集。7月21日まで～
- ◆ 平成29年度「パートタイム労働者活躍推進企業表彰」応募受付中
- ◆ パートタイム労働者の「職務分析・職務評価」に興味・関心のある企業に外部専門家（職務評価コンサルタント）を無料で派遣します
- ◆ パートタイム労働者の活用についてお悩みの企業の皆さまへ
「職務分析・職務評価セミナー【導入編】～パートタイム労働者の納得度を高め、やる気を引き出す～」の参加者を募集中
- ◆ 「グッドキャリア企業アワード2017」応募受付中！7月31日まで
- ◆ 現在の雇用失業情勢

▽▼「パワハラ対策取組支援セミナー2017」を開催しています▲△

厚生労働省では、企業などがパワーハラスメントの予防・解決のための取組を進める上で役に立つ「パワハラ対策取組支援セミナー」を全国47都道府県で開催しています。

このセミナーでは、パワーハラスメント対策の必要性は分かるが、どう取り組

めばいいのか分からないといった事業主や企業のご担当者の皆さまのために、厚生労働省が作成した『パワーハラスメント対策導入マニュアル』を活用して、具体的なノウハウをお伝えします。また、セミナー終了後には個別相談会も開催します。【事前申込制・参加無料】

【セミナー内容】

・講演

『パワーハラスメント対策導入マニュアル』の活用方法、実際に対策に取り組んでいる企業の事例紹介に加え、パワーハラスメント関係の裁判例なども解説します。

・グループワーク

パワーハラスメント対策の体制構築のためのワークシートに基づいて作業を行った上で、グループ討議を実施し、パワーハラスメント対策の具体的な取組方法を理解していただきます。

【6月の開催予定】

- ・ 栃木 6月27日（火）栃木県総合文化センター
- ・ 千葉 6月19日（月）千葉市生涯学習センター
- ・ 東京 6月21日（水）連合会館（満席となりました）
- ・ 神奈川 6月14日（水）かながわ労働プラザ

【7月の開催予定】

- ・ 北海道 7月10日（月）北海道中小企業会館
- ・ 青森 7月25日（火）青森県観光物産館アスパム岩木
- ・ 岩手 7月26日（水）いわて県民情報交流センターアイーナ
- ・ 宮城 7月13日（木）東京エレクトロンホール宮城
- ・ 秋田 7月27日（木）秋田県JAビル
- ・ 山形 7月14日（金）生涯学習センター
- ・ 石川 7月19日（水）石川県文教会館
- ・ 福井 7月18日（火）福井県自治会館

【申込や全国の開催予定など詳細はこちら】

<https://pawahara-seminar.jiwe.or.jp/events/>

▽▼平成 29 年度「均等・両立推進企業表彰」への応募を受付中です▲▲

厚生労働省では、毎年、職場で女性の能力を発揮させるための積極的な取組（ポジティブ・アクション）や、仕事と育児・介護との両立を支援する取組を行い、他の模範となるような企業を表彰しています。

今年度の「均等・両立推進企業表彰」については、厚生労働大臣最優良賞、厚生労働大臣優良賞均等推進企業部門、厚生労働大臣優良賞ファミリー・フレンドリー企業部門の 3 種類の応募を 7 月 31 日まで受け付けています。

日頃の取組をアピールするチャンスですので、ぜひご応募ください。

【応募資格、応募方法、表彰基準など詳細はこちら】

女性の活躍・両立支援総合サイト

<http://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/award/>

【応募期間】

平成 29 年 6 月 1 日（木）～ 7 月 31 日（月）（郵送の場合は当日消印有効）

【お問い合わせ先】（委託先）

東京海上日動リスクコンサルティング株式会社 製品安全・環境本部

「均等・両立推進企業表彰」事務局

担当 坪井・藤井

電話 03(5288)6582（9:30～17:30 ※土・日・祝日は除く）

E-mail environment@tokiorisk.co.jp

▽▼【緊急募集中】皆さまの「イクボス宣言」をお寄せください▲▲

女性とイクメンの活躍推進について検討する塩崎厚生労働大臣の特命チーム「女性・イクメン活躍検討チーム」＝「ジョカツ部」では、「イクボス宣言」を募集しています！

【イクボス宣言とは】

「私は、部下の育児・介護・ワークライフバランスに理解のある上司（＝イクボス）です！」という宣言を行うことです。「働き方改革実行計画にもイクボス

宣言を広める旨が盛り込まれています。

【応募方法】

宣言書※に、オリジナルのイクボス宣言を1つご記入いただき、宣言書を持った写真をメールでお送りください。

宣言内容はそれぞれの企業の実情に沿うものに変えていただいても構いません。ただし、1つはオリジナル宣言としてください。また、宣言いただく方は幹部の方でも若手の方でも、どなたでも構いません。

お送りいただいた「イクボス宣言」は、厚生労働省のFacebookで公表し、その後ホームページに掲載させていただきます。一定数の「イクボス宣言」が集まりましたら、皆さまからの宣言をつなげて1つの動画にする予定です。

※宣言書の様式は特にありません。ご参考として、様式例を厚生労働省ホームページに掲載しています。

<http://www.mhlw.go.jp/ikubosu/index.html>

既にイクボス宣言をした方の宣言写真をご覧いただけます。

http://www.mhlw.go.jp/ikubosu/sengen_minasama.html

イクボス宣言写真送付先

会社名、役職、お名前、オリジナル宣言の内容を添えてお送りください。

- ・送付先：jyokatsubu@mhlw.go.jp
- ・問い合わせ先：03（3595）3271

厚生労働省雇用均等・児童家庭局 雇用均等政策課 担当：石田、旭

▽▼「イクメン企業アワード2017」「イクボスアワード2017」応募受付中です！
～男性の育児と仕事の両立を推進する企業や管理職を募集。7月21日まで～▲△

厚生労働省では、男性の育児と仕事の両立を推進する「イクメンプロジェクト」の一環として、今年度も「イクメン企業アワード」と「イクボスアワード」を実施します。

「イクメン企業アワード」では、男性の育児と仕事の両立を積極的に促進し、働き方の見直しなどにより業務改善を図る企業・団体を表彰します。

「イクボスアワード」では、部下の育児と仕事の両立を支援する管理職＝「イクボス」（男女不問）を企業・団体からの推薦によって募集し、表彰します。

厚生労働省では、受賞企業や受賞された方の取組を厚生労働省のホームページや広報誌などで紹介し、ロールモデルとして普及させていくことによって、企業における育児と仕事の両立支援の推進と、男性労働者の育児休業の取得促進などに役立てていきます。

応募締切は7月21日（金）です。男性が育児しやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいる企業、管理職の方のご応募をお待ちしています。

【詳細はこちら】

- イクメンプロジェクト公式サイト（募集要件、応募方法、応募書類など）

<https://ikumen-project.mhlw.go.jp>

- これまでの受賞企業・受賞者の取組

<https://ikumen-project.mhlw.go.jp/company/case/>

▽▼平成29年度パートタイム労働者活躍推進企業表彰 応募受付中▲△

厚生労働省では、パートタイム労働者の活躍推進に関する事業主の自主的な取組を促進するため、今年度も「パートタイム労働者活躍推進企業表彰」を実施します。

この表彰では、パートタイム労働者の働きぶりの評価と適正処遇に関する取組や、教育訓練・キャリアアップに関する取組など、パートタイム労働者の活躍推進に取り組んでいる企業を募集しています。

詳細は「パートタイム労働者活躍推進企業表彰サイト」でご案内しています。このサイトでは27、28年度の受賞企業や、取組事例なども紹介していますので、応募の参考に、ぜひご覧ください。業種・企業規模を問わず、皆さまからのご応募をお待ちしています！

【募集概要など、詳細はこちら】

パートタイム労働者活躍推進企業表彰サイト

<https://part-tanjikan.mhlw.go.jp/award/>

▽▼パートタイム労働者の「職務分析・職務評価」に興味・関心のある企業に外部専門家（職務評価コンサルタント）を無料で派遣します▲△

「職務分析・職務評価」は、パートタイム労働者の担う職務内容を正確に把握し、パートタイム労働者と正社員との均等・均衡待遇の状況を確認することや、パートタイム労働者の人事制度を見直す上で、有効なツールです。

この「職務分析・職務評価」を用いて、均等・均衡待遇の状況把握や、人事制度の見直しを検討する企業を対象に、外部専門家（職務評価コンサルタント）を無料で派遣します。多くの皆さまからのご応募をお待ちしています。

【対象企業】

- ・パートタイム労働者の活用にあたり、獲得・定着化などにお悩みのある企業
- ・職務評価に興味・関心のある企業

【募集期間】

6月1日(木)～8月31日(木)

【申込方法など詳細はこちら】

<http://www.part-estimation.jp/consulting>

【お問い合わせ先】

PwC コンサルティング合同会社 職務分析・職務評価事務局(委託先)

E-mail : kanri@part-estimation.jp

▽▼パートタイム労働者の活用についてお悩みの企業の皆さまへ

「職務分析・職務評価セミナー【導入編】～パートタイム労働者の納得度を高め、やる気を引き出す～」の参加者を募集中▲△

厚生労働省では、多くの参加者からご好評をいただいている「職務分析・職務評価セミナー」を、今年度も6月から開催します。

このセミナーでは、パートタイム労働者の担う職務内容を正確に把握し、パートタイム労働者と正社員との均等・均衡待遇の状況を確認することや、パートタイム労働者の人事・賃金制度を見直す上で役に立つ「職務評価」の手法を、演習や事例を通して、分かりやすく説明します。

経営層や人事労務ご担当者をはじめ、パートタイム労働者の活用に関心のある多くの皆さまのご参加をお待ちしています。【事前申込制・参加無料】

【開催地・日程】

- ・東京（1）6/22（木）15:00-17:00 PwC コンサルティング合同会社丸の内オフィス
- ・東京（2）6/26（月）15:00-17:00 PwC コンサルティング合同会社丸の内オフィス
- ・東京（3）7/20（木）10:00-12:00 PwC コンサルティング合同会社大手町オフィス
- ・名古屋 6/29（木）15:00-17:00 TKP 名古屋駅前カンファレンスセンター
- ・大阪（1）6/28（水）15:00-17:00 TKP 大阪駅前カンファレンスセンター
- ・大阪（2）7/19（水）15:00-17:00 TKP 大阪駅前カンファレンスセンター
（8月以降、全国で、順次開催予定です。詳細はホームページでご案内します）

【プログラム】

- ・パートタイム労働者を活用する上での課題と職務評価導入のメリット
- ・職務分析・職務評価の概要
- ・職務評価 〈事例紹介〉〈演習〉
- ・均等・均衡待遇のチェック 〈事例紹介〉〈演習〉
- ・職務評価結果の活用事例

【申込方法など詳細はこちら】

<http://www.part-estimation.jp/seminar>

【お問い合わせ先】

PwC コンサルティング合同会社 職務分析・職務評価事務局(委託先)

E-mail : kanri@part-estimation.jp

▽▼「グッドキャリア企業アワード2017」応募受付中！締切は7月31日▲△

厚生労働省は、従業員の自律的なキャリア形成支援に取り組む企業を募集し、他の模範となる取組を行っている企業を表彰する「グッドキャリア企業アワード」を実施します。募集期間は、7月31日までです。

表彰は、「大賞」と「イノベーション賞」の2つの区分があります。受賞企業については11月に表彰式を行うほか、厚生労働省ホームページや「グッドキャリア企業応援サイト」、事例集、日経ビジネスオンラインなどで、企業名や取組事例を広く公表します。また、グッドキャリア企業アワードのシンボルマークを企業のPRなどに活用できます。

【募集対象】

従業員の自律的なキャリア形成（職業生活設計・働き方の実現）を支援するための取組を行っている企業や法人

【募集期間】

平成29年6月1日（木）～7月31日（月）必着

【応募方法など詳細はこちら】

グッドキャリア企業応援サイト

<http://career-award.mhlw.go.jp>



現在の雇用失業情勢



5月30日に公表された4月の完全失業率は前月と同水準の2.8%、有効求人倍率は前月から0.03ポイント上昇し1.48倍となりました。

現在の雇用情勢は、着実に改善が進んでいる状況にあります。

【労働力調査（総務省）】

<http://www.stat.go.jp/data/roudou/sokuhou/tsuki/pdf/201704.pdf>

(PDF: 269KB)

【一般職業紹介状況】

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000165707.html>

★配信停止の手続き <https://krs.bz/roumu/m?f=10>

★バックナンバー <http://merumaga.mhlw.go.jp/backnumber/index.html>

★登録に関するお問い合わせ <https://krs.bz/roumu/m?f=11>

★メルマガの内容に関するお問い合わせ（厚労省ホームページ「国民の皆様の声」
へリンク） <https://www-secure.mhlw.go.jp/getmail/getmail.html>

★編集：厚生労働省

- 当メールマガジンは外部の電子メール配信サービスを利用して行っています。
 - 登録していないにも関わらず本メールが配信された場合は、他の人が間違えて登録した可能性がありますので、配信停止の手続きをお願いします。
 - 当メールマガジンの送信元アドレスは送信専用となっています。
 - 携帯メールなどには対応しておりません。
 - 可能であれば等幅フォントにてご覧ください。
 - 当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより、引用、転載、複製を行うことができます。
-